

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年 6 月25日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年6月25日(水曜日)

午前10時1分開議

午前11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第9号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第13号 専決処分の報告について

報告第16号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(7人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 甲 斐 正 法

委員 小 杉 直

委員 平 野 みどり

委員 氷 室 雄一郎

委員 松 田 三 郎

委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一

教育理事 豊 田 祐 一
 教育総務局長 吉 田 勝 也
 教育指導局長 上 川 幸 俊
 首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也
 学校人事課長 山 本 國 雄
 社会教育課長 福 澤 光 祐
 文化課長 手 島 伸 介
 施設課長 清 原 一 彦
 高校教育課長 越 猪 浩 樹
 政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
 義務教育課長 浦 川 健一郎
 特別支援教育課長 栗 原 和 弘
 人権同和教育課長 池 田 一 也
 体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也

警務部長 黒 川 浩 一

生活安全部長 佐 藤 正 泉

刑事部長 池 部 正 剛

交通部長 木 庭 強

警備部長 潮 崎 樹 典

首席監察官 吉 長 立 志

参事官兼警務課長 林 修 一

参事官兼会計課長 甲 斐 利 美

理事官兼総務課長 田 中 哲 浩

参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐

参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久

参事官兼交通企画課長 高 山 広 行

交通規制課長 木 庭 俊 昭

参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前10時1分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

ただいまから、第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については、それぞれ説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、田中警察本部長。

○田中警察本部長 委員の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたりまして、御理解と御支援を賜っております。心から御礼を申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

私からは、今回県警察から提案しております2件の報告について御説明いたします。

報告第1号は、平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、これは、警察施設整備費など、4億8,274万3,000円の繰越明許費の報告を行うものであります。

報告第13号は、専決した9件の交通事故の和解に関する報告であります。

詳細につきましては、担当者から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。よろしく申し上げます。

報告関係議案につきましては、お手元の警察本部の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いします。

報告第1号平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、警察施設整備費、単独事業で2,650万7,800円の繰り越しを行っております。

これは、平成25年度中に竣工予定でありました宇城警察署小川交番の新築工事ではありますが、建設用地の地盤補強工事の施工に当たり、当初予定したものより大型の補強機械が必要となり、その結果、敷地内の架空線を移設する必要が生じ、その移設等に予想外の日数を要したことから、年度内の竣工が不可能となり、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

なお、繰越分は4月に竣工し、翌5月に新交番へ移転完了しております。

次に、警察施設整備費、単独事業、地域の元気基金で1億7,408万4,200円の繰り越しを、下段の交通安全施設等整備費、単独事業、地域の元気基金で2億8,215万1,000円の繰り越しをそれぞれ行っております。

これは、平成25年度6月補正予算として議決された国の緊急経済対策事業ではありますが、それぞれ設計、工事に要する日数が不足することから、年度内の竣工が不可能となり、平成26年度へ繰り越しを行ったものでございます。

なお、繰越分は既に契約を行い、現在工事を行っているところであります。

以上、報告します。

○吉長首席監察官 監察課です。

それでは、報告第13号議案専決処分について御報告いたします。

資料は、2ページから5ページになります。

この専決処分の報告は、県警察の公用車事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、地方自治法第180条の規定により、議会に御報告させていただくもので、

今回は、資料記載の9件についてであります。

それぞれの事故の概要は、4ページ以降に記載させていただいておりますが、番号1と8は、相手車両に対する動静不注視、番号2、3、5と7は、右左折時の安全不確認、番号4と9は、直進時の前方安全不確認、番号6は、後退時の後方安全不確認にそれぞれ起因するものでありまして、9件中、県警察側の過失が大きい事故は6件となっております。

なお、番号2と3は人身事故、その他の7件は物損事故で、それぞれ自動車保険で対応しております。

また、本年の公用車事故は、4月末現在、33件で、発生件数、そして有責事故が昨年より増加傾向にあります。事故の原因を見ますと、警察業務の特殊性があるとはいえ、今回の報告分を含め、安全確認など、さらなる安全運転に努めていけば防ぎ得る事故でありますことを真摯に受けとめ、各所属において、原因別、あるいは年齢、業務別の指導、教養実施など、実効ある対策に現在取り組んでいるところであります。

以上であります。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案等に関する警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言っただけのまま説明をしてください。

質疑はございませんか。

○小杉直委員 今回の執行部から説明のあった以外は、いつ質問しましょうか。

○増永慎一郎委員長 その他で。大丈夫ですかね。

○小杉直委員 なら、その他で。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

それでは、続いて、教育委員会から説明をお願いします。

田崎教育長。

○田崎教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、先般、県立高校の生徒が殺害された事件の経過と対応について御説明をいたします。

前途あるとうとい命が失われましたことは、痛恨のきわみであり、悲しみに耐えられません。残忍な犯行に及んだ犯人に対して強い憤りを感じているところでございます。亡くなられた被害者に対し、心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対し、心からお悔やみを申し上げます。

県教育委員会では、今回の事件を受けまして、学校を支援するために、高校教育課より、課長以下10名から成る支援チームを学校へ派遣し、学校の教職員と協力しながら、8日に開催されました生徒、保護者に対する説明会等への対応に当たりました。

さらに、同日から緊急にカウンセラーを学校へ派遣し、今回の事件により、心に深い傷を負った生徒、保護者及び教職員の心のケアに、万全を期して臨んでいるところであります。

また、一部報道機関によりまして、今回被害に遭った生徒は、インターネットを介して事件に巻き込まれたなど、さまざまな情報が報じられております。そこで、6月10日には、臨時の県立学校長会及び教育事務所長会議を開催し、児童生徒がインターネットを初め、みずからを取り巻く社会のさまざまな危険から身を守るための判断力等を養っていき、情報モラル教育の周知を初め、生徒指導のさらなる推進を指示いたしました。

県教育委員会としましては、このたびのよ

うな痛ましい事件が二度と発生しないよう、強い決意を持って、しっかり取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしております教育委員会関係議案の概要につきまして、着座にて御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成26年度熊本県一般会計補正予算第3号ですが、今回補正を計上した事業は、高校教育課の一般会計に係る事業であり、国の委託事業として、154万円の増額補正をお願いしております。

次に、報告第1号平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、繰越額は総額17億6,030万円余で、主な内容としては、高等学校施設整備事業費、高等学校校舎新・増改築事業費等となっております。

次に、条例等議案ですが、議案第9号は、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴う関係規定の整備に係るものでございます。

次に、議案第22号及び議案第23号は、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

次に、報告第16号は、くまもと家庭教育支援条例の規定に基づく平成26年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策の報告でございます。

また、その他報告事項として、本県議会において、総務部から総務常任委員会に付託されております議案第4号熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について報告を予定いたしております。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

報告第16号議案といたしまして、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定に基づき、家庭教育支援の状況について御報告いたします。

まず、13ページをお開きください。

平成25年度の取り組みの成果を以下の19ページまで個別の事業ごとに記載しております。

続きまして、20ページをごらんください。

平成26年度の取り組みについて、以下25ページまでを記載しております。

このように、たくさんの事業がございますので、主なものを取りまとめたものが、戻っていただきますと、11ページと12ページになります。この11ページと12ページのこの二ページを使って御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

昨年の条例施行後、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在、県警本部にも入っていただきまして、5部局13課で関係課を構成し、年2回の会議を行っております。

施策は、条例第2章、家庭教育を支援するための施策の12条から17条までの6つの区分で推進しております。

では、11ページの平成25年度の主な成果を申し上げます。

昨年度は、4部局12課が56の施策に取り組んでおります。

(1)親としての学びにつきましては、社会教育課において、くまもと「親の学び」プログラム講座を県内960カ所で開催し、3万8,000人を超える方の参加を得ることができ、保護者への学習機会や情報の提供に取り組んでおります。

(2)です。親になるための学びの推進につきましては、私学振興課の高校生の保育体験で、高校生の交流体験を受け入れた25の私立幼稚園に対し支援を行い、次世代への支援の

充実を図っております。

なお、ここには記載しておりませんが、県立高校におきましても、家庭科などの授業を活用いたしまして、51校中36校で保育体験を実施しております。

(3)です。人材養成につきましては、高校教育課の県立学校家庭科主任の講習で、条例制定の背景や趣旨などについて理解を深め、「親の学び」講座を体験し、学校現場へつながる取り組みを行っております。

(4)家庭、学校、地域住民等との連携につきましては、社会教育課の放課後子ども教室推進事業で、地域の教育力を活用して、児童の健全育成を目的に、26市町村、69教室を実施いたしました。関係機関との連携を通じて家庭教育の支援活動の充実を図っております。

(5)相談体制の整備、充実につきましては、子ども家庭福祉課のひとり親家庭等応援事業において、児童扶養手当支給対象の全家庭に調査を行い、希望世帯に対して相談支援などを行い、家庭教育に対する保護者の悩みに対応するなど、相談体制の充実を図っております。

(6)広報、啓発につきましては、男女参画・協働推進課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課において、家庭から暴力をなくすキャンペーンとして、講演会やシンポジウムなどを実施いたしまして、家庭教育の重要性について啓発を行っております。

続きまして、12ページで、26年度の主な取り組みについて説明いたします。

本年度は、県警本部少年課様も入っていただきまして、5部局13課、61の施策を推進しております。

(1)につきましては、「親の学び」講座の推進を初め、子育てサークル等を対象とした研修会の充実、非行少年未然防止の「肥後っ子をまもる保護者教室」などに取り組んでまいります。

(2)につきましては、高校生対象の「親の学び」講座の推進を初め、性と生の理解や消費者教育、保育体験等に取り組んでまいります。

(3)につきましては、幼保、小中高の指導者の家庭教育に対する意識向上を図るとともに、「親の学び」講座を実践する人材の養成などを行っております。

(4)につきましては、放課後子ども教室のほか、学校と警察が連携した街頭補導ですとか、薬物乱用防止教室などに取り組んでまいります。

(5)につきましては、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や派遣に努め、相談体制の充実を図ります。また、病院や児童福祉施設等との連携も図ってまいります。

(6)につきましては、くまもと家庭教育推進フォーラムを他の部局と開催するとともに、多種の事業を通じた家庭教育支援の広報、啓発に取り組んでまいります。また、発達障害への理解増進ですとか、人権意識の向上に向けたイベントなども行ってまいります。

以上、61の事業、取り組みについて、本年度実施してまいります。

御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○手島文化課長 文化課長、手島でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の3ページ、上段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

社会教育費でございますが、これは、鞠智城にございます温故創生館における鞠智城整備事業、それから県立装飾古墳館におきます古代の森整備事業について、平成25年度内に工事を終える予定でございましたが、当初の

段階では想定できなかった建設資材の手配などに不測の日数を要したことから、5,197万1,000円を繰り越したものでございます。

なお、古代の森整備事業については、既に5月20日に完成しております。

また、鞠智城整備事業では、維持管理の省力化などにつながる特別な品種の芝の確保が困難でございましたことから工事がおくれておりましたが、入手の見込みが立ちましたので、9月末までに工事を完成する予定としております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原施設課長 施設課でございます。着座で御説明させていただきます。

説明資料の3ページ、下段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

高等学校費、1段目、高等学校校舎新・増築事業につきましては、翔陽高校実験棟改修事業ほか3校の3億7,425万円余を繰り越しております。

2段目の県立高等学校施設整備事業費につきましては、熊本工業高校プール上屋改修事業、天草高校普通教室南棟トイレ改修事業ほか36校の9億3,805万円余を繰り越しております。

最下段の特別支援学校費の特別支援学校施設整備事業費につきましては、熊本かがやきの森支援学校校舎新築事業ほか11校の3億525万円余を繰り越しております。

以上、3事業、合計16億1,756万円余につきましては、学校行事や授業等により工事期間の調整が必要となったため、また、工法の選択に当たり不測の日数を要したことで適正な工期が確保できず、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

なお、既に8校については工事が竣工しております。また、18校につきましては、夏休

み明けの9月から10月に竣工予定でございます。その他につきましても、早急に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、154万円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)の外部専門機関と連携した英語指導力向上事業でございますが、これは、英語教育推進リーダーや中核教員を中心とした英語指導方法の研修や研究、授業等の取り組みを通じて、県立高校の英語教員全体の指導力向上を図るものでございます。

次に、1の(2)の教育課程研究指定校事業でございますが、これは、菊池農業高校の農業科における指導方法等の実践研究の取り組みを通じて、県内の農業関係高等学校の教育力の向上を図るものでございます。

今回の補正予算でお願いしました事業につきましては、2つとも国の委託事業でございまして、財源は全額国庫支出金となっております。

また、国からの募集、内定等が26年度当初予算請求後であったことから、今回の6月補正でお願いすることとなったものでございます。

続きまして、説明資料の4ページをお願いいたします。

教育総務費の新設高等学校等教育環境整備事業費でございますが、これは、新設水俣高校の管理棟改修につきましては、視聴覚室や応接室等の施設の配置調整等に時間を要したため、年度内の執行が困難となり、委託料の339万6,000円を繰り越したものでございます。

続きまして、条例等議案でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

第9号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

これは、1、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、新設高校を設置するため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)として、荒尾高校及び南関高校を廃止し、岱志高校を新設いたします。

また、(2)としまして、牛深高校、河浦高校、苓明高校及び苓洋高校を廃止し、新設牛深高校及び天草拓心高校を新設いたします。

再編対象校6校につきましては、(3)にありますように関係規定の表から削除いたしますが、在校生が卒業する平成29年3月31日まで存続する旨を附則で規定することとしております。

なお、施行日は、平成26年8月1日としておりますが、これは、県立高校の生徒募集定員を8月には決定する必要があるためでございます。

続きまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

第22号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

具体的には、8ページに記載しております2人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところでございます。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から、債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には、債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

7ページの2、専決処分の理由の前段にございますように、県が行った支払い督促に対し、2人の債務者から異議申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者については、後段にありますように、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように、法の規定によりまして、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がございませんので、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

続いて、9ページの第23号議案をお願いいたします。

この議案も、今説明いたしました第22号議案と同じく、育英資金の返還金に関し、知事の専決処分に関するもので、1人の債務者から異議の申し立てがございまして、訴訟に移行したものでございます。

なお、同様の内容の議案が2つに分かれておりますのは、第22号議案の専決処分を行った後に、第23号の訴えの提起がなされたためでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課長の平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明資料の4ページ、下段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

県立総合体育館改修整備事業でございます。これは、平成25年度6月補正予算で計上

いたしました地域の元気臨時交付金を活用した事業でございまして、平成26年度に施行する工事に伴う管理委託料1,600万円を繰り越したものでございます。

なお、設計につきましては、平成25年度に完了しております。

次に、藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置事業でございまして、これも、同様に平成25年度6月補正予算で計上いたしました地域の元気臨時交付金を活用した事業で、地質調査や測量調査に不測の日数を要したことなどにより年度内の執行が困難となったことから、工事請負費7,140万円を繰り越したものでございます。

以上の理由から、合計8,740万円を繰り越したものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 社会教育課から御報告があった家庭教育支援条例についてですが、御承知のとおり、全国初で条例つくって、その後、鹿児島、そして岐阜でも議論が始まったと聞いております。非常に視察も多くて、教育委員会も頑張っているなというふうに思っています。

それで、幾つか質問がありますが、第5条に、市町村との連携があります。市町村との連携が、今どういう状況なのかということをお聞きしたいと思います。県の中では、先般私も指摘した県警との連携も、早速やっただけでございまして、各部各課ともきちっと連携を図って、まさに全庁的に家庭教育支援に力を入れていくというような色が出ています。今後大事なのは、それぞれの市町村も、同じように家庭教育支援に力を

入れていくというのが大事だと思いますので、その辺の市町村との連携を今後どうお考えになっているのか、その点をまずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございまして。

先生のおっしゃるとおり、市町村との連携については非常に重要だというふうに思っております。

県だけで、または県の出先である教育事務所などだけでは、とても県民皆様に対する周知または施策の実施ができないというふうに思っております。市町村と、また、さらに、福祉ですとか警察のような、さまざまな部局で対応する必要があると思っております。

市町村につきましては、それぞれの福祉とか、警察とか、部局からもおろしていただいておりますが、まず、私ども教育委員会といたしましては、市町村の学校教育、社会教育の担当者の方々にもお集まりいただきまして、県でつくっているリーフレットを使って、また市町村民の方々に周知していただきますとか、あとは、共同で事業、共同でイベント、共同で研修などを実施しております。

また、「親の学び」プログラム、御存じのとおり、進行役が非常に重要ではございますが、そちらの養成のほうは、年に3回やるうちの1回は市町村のほうでやっていただくというように、順々に市町村の方々にも主たる立場で条例に関する施策を担っていただくという形で、自立してというか、みずから行っていただくという形と、ともに我々と協力して行うという形、両方を行っております。そういうふうな形で実施しております。

○溝口幸治委員 ぜひ、この報告、来年からでも結構ですので、この報告の中に、市町村との連携をどう図っているのかということをも具体的に報告をいただきたいと思っております。そ

れぞれ先生方もPTA活動されている方もいらっしゃると思いますし、それぞれの市町村に、やっぱり我々も、議員提案ですから我々も働きかけていきたいと思っておりますので、その点をお願いしたいと思います。

もう1点、いいですか。

第17条、広報及び啓発ですね。ここでは、主に広報及び啓発について書いてはありますが、この第1項、御存じのとおり、県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものということで、これは、条例をつくるときに相当いろいろ意見があって、既に家庭教育支援に取り組んでいる幼稚園や保育所のいい事例も悪い事例も一旦県できちっと情報収集をやって、それをきちっと分析をして、それぞれ紹介をしていこうというふうな議論がこの条文をつくる時にありました。

特に保育所、幼稚園では、既にいろいろな取り組みがやられていますので、これは、全部社会教育課がやるということじゃなくて、子ども未来課でしたっけ、保育所管轄の課にもお願いをして、そこから保育所がどういう取り組みをしているのか、いい事例も悪い事例も失敗した事例も含めて一旦情報を収集してもらって、それをまたみんなに提供していくような、イメージで言えば冊子みたいなものができて、それを、それぞれの幼稚園や保育所に配られるようなものを当時条文を考えるときに議論をしました。その取り組みがまだなされていないと思っておりますので、その点についてはどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

御指摘ありがとうございます。

条例制定の際に、さまざまな、いい事例も悪い事例もというお話ございましたが、実態を踏まえて施策を実施するべきであるという

ことで、私も前任のほうから承っております。そういうこともございまして、ただいま、関係課集まった会議をやっておるという話もございましたが、私ども、どうしても教育委員会で把握しにくい私立幼稚園の取り組みでありますとか、私立の小中学校、福祉の部局のような御意見も承りながら、ちょっとそちらのほうで情報集めていただくものを、我々として、また、さらにいただくというふうな形で、施策の全体的な取り組み状況や、そういう先生のおっしゃるような、よいものも悪いものも含めたものを把握して、冊子のような形でまとめるかどうかちょっとまた検討させていただきたいと思っておりますが、やっていきたいと思っております。

先ほど例で挙げさせていただきました資料の13ページのところなんかですと、私立の幼稚園で、6番でございます。13ページの6番で、私立幼稚園における高校生の保育体験の受け入れ等の推進というようなもの、これでは、25の私立の幼稚園で26の国公私立の高校の生徒さんを受け入れた保育体験というものを実施しているというようなこともございます。そのようなことの事例なども含めて把握していきたいなと思っております。

また、警察様のほうにおかれましても、学警連の取り組み、組織もできておりますので、そちらのほうを使ったりして情報を把握していきたいなと思っております。

○溝口幸治委員 ぜひ情報収集をやっていただきたいと思うんです。情報収集をやって分析をやることで、結局は、この第12条と13条のところの親としての学びを支援する学習機会の提供とか、親になるための学びの推進、この事業にはね返ってきますので、新たな取り組みとして、ぜひ、時間をかけても結構ですので、すぐすぐでなくても結構ですので、取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○氷室雄一郎委員 教育長の説明がございましたけれども、今回の事件につきましてちょっと。

この生徒さんが行方不明になったというか、そういう情報というのは、すぐ現場に、教育長のほうに、委員会のほうに上がってきたものなのかということが1点。

私たちがこの内容を知ったのはもうかなり遅くなって、報道がなされる前日に、たしか御説明に来られたと思うんですけども、その間、さまざまな配慮があって、警察は警察としての取り組みをされてきたものだと思っております、非常に微妙な問題でございますので、難しい点はあったと思うんですけども、その間、教育委員会としての何か対応なりを、どのような対応をされてきたのかという、これが2点目です。

3点目は、このインターネットのコミュニティーサイトが関係しているんじゃないかということだったんですけども、これは誰でも利用できるものなのかということ、もちろん、事件後、教育委員会としては、生徒さんの、ここに説明がありましたように、判断力を養うといいますか、御注意、さまざまな指導をされてきたと思うんですけども、こういうコミュニティーサイトみたいなものは、現時点においては何か規制ができるものなのか、また、今後どういう形でこういう注意喚起を行っていくものなのかと、その3点をちょっとお伺いしたいんですけども。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、第1点目の御質問に関してでございますが、学校からの報告は、生徒が行方不明になったという時点で、すぐに高校教育課のほうに報告がなされております。その後、学校のほうでも、私どももとり得る手を使いまして、搜索、情報共有に努めたところでござ

います。当然、5月4日に搜索願が警察のほうに出されておりますので、その後は、学校、教育委員会、県警察と連携をしながら、行方不明の生徒の情報収集に当たったところでございます。

2点目でございますが、教育委員会の対応ということでございますが、今、1点目にも少し触れさせていただきましたけれども、さまざまな方からの御支援、情報提供等がございました。この場をおかりしまして、まずお礼を申し上げたいと思いますが、教育委員会としましては、6月6日に、新聞、報道機関によりまして、この案件が報道されましたけれども、6月7日の土曜日でございますが、緊急支援チーム4名をまず学校のほうに派遣いたしました。翌日、6月8日の日曜日でございますが、第2陣としまして6名を派遣いたしました。私も、その第2陣としまして学校のほうに入りまして、学校が当面の課題として報道関係者に対する説明、また生徒、保護者への説明、そういうものに遺漏なく、混乱がないように、対応できるように支援をしたところでございます。

6月8日の日曜日には、私どもが入りますと同時に、スクールカウンセラーを派遣いたしました。生徒、保護者への説明があった後、悩みを抱える、課題を抱える子供たちのカウンセリングに、すぐさまスクールカウンセラーが当たったところでございます。

なお、その際に県警からも犯罪被害者支援チームの方に連絡をとっていただきまして、県警の方々と、また学校と協力しながら対応を行ったところでございます。

3点目のコミュニティーサイトについては、誰でも閲覧できるものかという御質問でございますが、コミュニティーサイトにつきましては、子供たち——高校生で特段の知識がない生徒でも、サイトにはアクセスできるものという認識を持っております。ですから、6月10日の火曜日に、先ほど教育長の説

明からもございましたとおり、県立学校の校長及び教育事務所の所長を集めた緊急会議を開いた中で、幾つかの要請、指導を行ったところでございます。

各学校には、通知文を6月17日で発出いたしましたして、現状把握と徹底指導、それと2点目としましては、家庭のルールづくりへの働きかけ、緊急にPTAの役員会を開いて協議をしてもらうこと、3点目としまして、生徒指導部を中心として情報安全教育の窓口を設置するなど組織的に対応すること、そして4点目としまして、インターネット等に起因するトラブルに対する相談窓口等をきちんと設けて、学校の生徒に動揺がないように、また今後二度とこういう事案が起きないようにという指導等を行ったところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 生徒に対する判断力を養うという、いろいろさまざまな手だてをされておりますけれども、法的に規制するというものは何か現時点ではあるんですか。法じゃなくてもいいんですけれども。

○田崎教育長 現在条例等でフィルタリング——スマートフォン等含めまして、携帯電話含めまして、フィルタリングを努力義務として、そのようなものがございます。ただ、それを罰則等というのはないものですから、これが、スマホ等を購入する際に、販売するほうから、フィルタリングのことの周知をしていただきますけれども、保護者のほうが生徒と話す中でそこが徹底できていない部分があるということで、我々としては、会議の中でも、フィルタリングの必要性というのをもう一度学校から保護者に周知してもらおうと。それと、家庭内でスマホ等を使う場合のルールづくりをぜひやってもらいたいというようなことをお願いしたところでございます。

○氷室雄一郎委員 先ほどお話がありましたように、家庭内でのルールにつきましては、何か一般的には報道もあっておりまして、なかなかそのルールづくりが進んでいないという報道もあっておりますので、今後、こういう思わぬ事件がこれから心配されますので、やはり保護者、また子供さん、また学校関係、しっかり連携をしながら、二度とこういう悲劇が起こらないように御努力をお願いしたいと、私はもう強く要望しておきます。

○溝口幸治委員 済みません、私、人吉、地元ですので、この行方不明が発覚以来、県警本部を中心に、本当に一生懸命動いていただいて、今もなお真相究明に向けて活動やっただいております。日夜、本当に大変な作業だというふうに思いますが、心から敬意を表するところであります。

また、教育委員会も、マスコミによって報道されて以来、いち早く高校教育課を中心に行動を行っていただいて、地元の球磨工業高校へのサポート、それから生徒へのケア、非常に迅速な対応で、非常に助かっております。

きょうたくさんカメラあるので、言いにくいですけども、いわゆる事件が明るみに出た後は、もうマスコミの報道によって、マスコミの取材によって心を痛めていく方々がたくさんやっぱり地元に出ました。何も関係ない人にまでマイクを向けていく、あるいは、どっから情報が出たかわかりませんが、中学校時代の名簿が出て、その家によそから来たマスコミが訪ねていくというふうなことで、本当にそういう、何というかな——マスコミはマスコミで一生懸命取材をしてやっているんですから、それ自体を非難するわけじゃないんですが、何かやっぱりある一線を越えてしまうような取材については非常に私も問題があるんじゃないかなと、やっぱりそういう取材を受けた親とか子供たちの声を聞く

と、とても強い憤りを感じることもあります。ただ、マスコミですから、真実を報道していくというところは、そこはちゃんとやるべきだと思いますけれども、非常にそういうはざまというか、葛藤の中で、ここ1カ月ぐらいとか、過ごしているところではありません。

1つ、今後のために、これは提案というか、県警にも教育委員会にもですが、いろいろな事件があります。それについては、もちろん守秘義務もあるし、情報の管理徹底するんでしょうけれども、県警も。やっぱりどこから漏れて、ああいう形で報道をされるということで、それは、まあマスコミの努力もあると思います。我々も含めて情報管理というのは非常に難しいところで、マスコミはそれを一生懸命報道しようとするので、漏れるのは、まあ、ある意味仕方ないのかなというふうに最近では思っています。

ただ、やっぱり学校とか子供に関係する事件であれば、同じ屋根の下に働く組織として、やっぱり必要最小限の情報の提供というものはあってしかるべきだろうと思います。言い方悪いですが、マスコミに漏れるぐらいなら、先に教育委員会に情報漏らしたほうがいいんじゃないのというような、簡単に言えばですね、そういうことを感じたことが今回の件でありました。

ですから、別に我々バッチ組にいち早く情報を出せということではなくて、同じ組織として、子供や学校にかかわることだったら、教育長と県警本部長がカウンターパートナーなのかわかりませんが、あらゆる階層で、日ごろから、このレベルだったら先に情報を提供しておく。要は、マスコミに出たことで何が変わったかという、全然真相証明は明らかになってないんだけど、マスコミは、一斉に学校に、そして子供たちにマイクを向けるわけですね。その危機管理というものが事前に少しでもわかっておくと、教育委

員会もきちっととれるはずなので、そこは、県警と教育委員会との日ごろのコミュニケーションも含めて、学校や子供にかかわることだったら、捜査に影響が出ない範囲での情報提供というものはぜひ、次、似たような事件だとか同じような事件が起こってほしくありませんが、そういうときのために、少しそこは打ち合わせをぜひやっておいてほしいというふうに思います。

県警本部長、何かございますか。

○田中警察本部長 今回の事件、まことに残忍な事件でありまして、私も、先日、事件の現場、山中へ行ってまいりましたが、険しい山を登った雑木林、うら寂しい雑木林でありまして、改めて被害者あるいは御遺族の無念を察したところでございます。

ただいまお話ございましたけれども、情報提供でございますけれども、今回の事件の検挙に際しましては、その時々に応じまして、教育委員会にも情報提供をさせていただいているところでございます。

一方、取材につきまして、私のほうから特段申し上げる立場にはないというふうに思っておりますけれども、御遺族の意向などは、折に触れて、マスコミの方にもお伝えをしているというふうな状況でございます。

現在、鋭意捜査中ということでございまして、人吉警察署に捜査本部を置いて、鋭意捜査中でございます。

こういった事件が発生しましたことにつきましては、まことに残念でありますし、また、地元の方々を含めまして、いろいろな方々に御心配をおかけしているというふうに思っておりますが、今申しあげましたように鋭意捜査中でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○小杉直委員 なら、溝口先生の質問に関連して、よろございますか。

○増永慎一郎委員長 どうぞ。

○小杉直委員 もう今度の事件の現場の様子は、溝口先生がおっしゃったとおりですもんね。一部の報道の、いわゆるこれは報道被害があるんですよ。それから、いわゆる一般的に先行取材ということで、捜査関係者以外にどんどん先行取材をして、ああいうふうな報道を流すということですので、溝口先生のおっしゃることにはまさしく同感ですが、それを含めたところの全国的な問題で、ちょうど聞こうと思うとったわけですが、警務部長にちょっとお尋ねしますが、全国的に近年は非常に社会的な事件が発生した場合、例えば人吉の女子高生殺しとかですね。そうすると、特にテレビを含めた報道のやり方が、警察関係者の話によると、それから捜査関係者から聞いたところによると、そういう前語りで報道されるケースが多いんですね。

しかし、私は、捜査上の秘密を警察は基本的には漏らすはずないわけですね。しかし、今言ったような前提で報道するケースが近年非常に目立ちます。やっぱり中には、捜査上の秘密にわたる部分も場合によってはあるような気がするし、独自取材しておるにもかかわらず、警察関係者、捜査関係者の話によるとというふうな言い回しをする、これについては非常に私は、この傾向は非常におかしい傾向になっているなと思います。

ですから、広報に非常に力を入れる警務部長としては、こういうことについて何か思いがあるか、ちょっとお尋ねしたいと。

○黒川警務部長 一般論で申し上げますと、最近の傾向として、マスコミにおいて、その取材源の秘匿ということに関して、差しさわりのない範囲において、まあ、自分たちの取材の根拠を少しでも明確にすべく、捜査関係者ですとか、関係者ですとか、なるべく出ど

ころを明らかにするべく、そういうような言い方が、一昔、二昔前に比べると大きくなっているということは承知をしております。

ただ、報道機関が使用している、例えば捜査関係者というのが果たして何を意味するのかということについては、報道機関が使っている言葉でありますので、私からコメントする立場にはございませんけれども、県警といたしましては、本県のこの事件に限らず、事件、事故に関する広報の可否、あるいは広報する場合には、その内容も含めまして、その広報する公益上の必要性和、そして捜査上の支障の有無、あるいは関係者の人権の保護などを総合的に判断して、必要な広報を行っているところでございます。

なお、当然のことですけれども、マスコミの取材というもの、それはさまざまな形があるかと思えます。マスコミの取材のやり方についても、私には申し上げる立場にはございませんけれども、常日ごろから、捜査員に対しては、必要な広報は行ってまいりますけれども、捜査上の秘密の確保、保秘の徹底については指導をしてきたところでありますし、今後とも引き続き指導をしていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 なら、次は要望しておきますけれども、基本的には警察関係者が漏らすということはないと思うんですよ。それは確かに、夜討ち、朝駆けの取材を捜査関係者にする報道の熱心さもあります。報道の自由というのがありますので、それを制限する気持ちはさらさらございませんが、中身次第では、明らかにこれは警察とか捜査関係者の話でなくて、取材関係者が独自取材した中身をあたかも捜査関係者、警察関係者から聞いたというふうな中身があったときには、やっぱり本庁と話し合いをされて、そうやって捜査関係者、警察関係者の話によればというふうな言い回しは使わないでほしいという要望ぐらい

はケース次第ではすべきだと私は思いますので、これは要望にかえておきます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 本当に今回の事件は、本当に心が砕けるような痛みとショックを感じましたけれども、先ほど、当該の学校の生徒たちへの対応、スクールソーシャルワーカーを、カウンセラーを入れたりというような形で今対応しているということですが、これは継続してやっていかれる——直後ですから今すごいショックですけれども、時間がたつてまたいろいろ出てくるということもあるんですけれども、そこら辺はどういうふうに、どんなスパンで今後支援をしていくということを考えていらっしゃるかということが1点。

それと、今回のように、捜査願ですか、捜索願というのをを出されているケースはあるわけですが、実際、学校から子供がいなくなっている、親はそこまで、警察に捜査を依頼するというまでは至っていないというような形で、実際いなくなっている子供、例えば、DVから逃れるために、子供を連れて一緒に逃げていらっしゃるというパターンももちろんあるでしょうけれども、いなくなっている子供、気になる子供というのはどれくらい今いるのかということ、小学校、中学校、高校で違うとは思いますが、ここら辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、1点目の学校への支援でございますが、当該高校の校長の判断にはよりますが、一人でも困っている生徒さんがいらっしゃる

ならば、継続的に今後も進めていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、いなくなっている生徒さんの数につきましては、現実問題としまして、データをちょっと持ち合わせておりませんので、ということと……。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

小中学校の児童生徒で長期間会えていない子供につきましては、定期的に調査を行っております。4月以降、教職員等が児童生徒にずっと会えてないというケースは一つもございません。

以上でございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第22号及び第23号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのとおり取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

それでは、越猪高校教育課長から報告をお願いします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

お手元の資料のその他報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例案について御報告いたします。

この基金は、国からの交付金を受けて設けたもので、教育委員会が所管している育英資金のほか、総務部が所管しております私立学校の授業料減免事業の財源として活用されております。

今回の条例改正は、総務部が当該事業に係る交付金の残額を国に返還するに当たり行うものでございます。

現在の条例では、基金の処分は、経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒等の教育の機会を確保する場合のみに限定されており、国への返還ができないことから、附則において処分の特例を定めるものでございます。

本条例の所管課は教育委員会ですが、国に返還する補正予算とあわせて総務常任委員会に付託されておりますので、当委員会においては、その他報告事項として報告させていただきます。

以上、御報告いたします。

○増永慎一郎委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、今の件について質疑をしたいと思います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、その他について質疑を受け付けます。

質疑はございませんか。

○小杉直委員 なら、教育委員会に1点と警察本部に1点。

まず、教育委員会の体育保健課長の平田課長にお尋ねですが、ことしも新年度になって約3カ月になりますが、中学校で数年前から取り組んでおる武道の状況ですたいね、取り組み状況は、本年度を含めて最近はいかがですか。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

小杉先生から今ございましたように、武道につきましては、平成24年度から、中学校の学習指導要領が改定されまして、必修になっているところでございます。

今年度の状況につきましては、毎年7月に調査をしておりますので、平成25年度の状況を申し上げますと、熊本県の中学校におきましては、全ての学校におきまして武道が行われているところでございます。

具体的な数字を申し上げますと、柔道が99校58%、剣道が55校32%、柔道、剣道ともにやっている学校が11校の7%、そのほかに、相撲と空手をやっている学校が合計5校で3%という状況でございます。全ての学校で取り組んでいる状況でございます。

○小杉直委員 ここには武道される先生方も何人もおられるわけですが、剣道が32%と聞きましたので、私、個人的には、ちょっとびっくり低いなということで心配しとるわけで

すが、武道の人口が減りつつある傾向に全国的にありますので、どうかひとつ、本年度も7月がまた一つの集計時期というふうに今説明のありましたが、本年度もしっかり必修のこの武道に取り組むように、学校関係者、あるいは生徒、父兄関係者に働きかけていただくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○平田体育保健課長 この武道が必修科になりましたのも、武道の意義が認められてのことでございますので、今年度も、調査結果、もし、ないとは思いますが、もし実施していないというふうなことがございましたら、こちらの課のほうからも指導してまいりたいと考えております。

○小杉直委員 どうぞひとつしっかり取り組んでいただくようお願いしておきます。

次に、警察に1つ質問をしたいわけですが、先ほどから人吉の女子高校生の殺人と死体遺棄事件の話がございましたですね。まずもって、質問する前に、この件について、やっぱり被害者の方に心からお悔やみを申し上げますし、御遺族の方にも深甚なる哀悼の意を表します。また、学校や地域の方々、あるいは教育委員会、地元の溝口県議たちにも、その御心痛や御苦労にも御同情申し上げる次第でございます。

ただ、一方、警察においては、大変な御苦労をした上で、早期全面解決に向けて今推進しておられますので、捜査関係者、県警に対して御慰労と高い評価と敬意を申し上げたいと存じます。

ところで、質問ですが、先般の新聞によりますと、いわゆる道仁会と浪川睦会の特定抗争指定暴力団の指定が解除されることになったというふうな新聞記事で、いよいよ今月末、きょうは25日ならば、あと2～3日後には指定解除になるというふうに新聞記事でな

っておりますが、こうやって指定を延長しないことになった経緯とか、あるいは今後の対応はどういうふうに考えておられますか、よかったですら刑事部長にお願いします。

○池部刑事部長 刑事部長でございます。

委員御質問の件につきましては、平成18年の5月だったと思いますけれども、指定暴力団、道仁会の跡目の継承の内紛をめぐりまして、道仁会と、道仁会から離脱しました九州誠道会、今は浪川睦会と名称を変更しておりますけれども、まあ、この両団体の対立抗争が勃発をいたしまして、熊本を含めまして、北部九州4県、福岡、佐賀、長崎、熊本で多数の抗争事件が発生をいたしました。熊本でも5件発生をいたしております。

こういったことから、平成24年の12月、改正暴力団対策法に基づきまして、道仁会と九州誠道会が特定抗争指定暴力団等ということで指定をされまして、これまで、指定以来5回、通算してちょうど1年半になるんですけども、指定の期限の延長を行って現在に至っているところでございます。

御案内のとおり、この特定抗争指定暴力団に指定をされますと、一定の区域、熊本県の場合は、警戒区域というんですけれども、16の市と町を指定をしております。この区域内では、暴力団事務所の使用を禁止したり、組員が多数で集合することが禁止をされていきます。

こういったことで、暴力団の活動に厳しい制限が加えられるということで、この改正暴対法の指定の効果というのは相当にあったのではないかというふうには考えております。

実は、委員御指摘のとおり、5回目の指定の延長の期限が、実はあす6月26日までとなっております。これを延長するかどうか慎重にこれまで検討を重ねてきたわけでありまして、改正暴対法には、この指定の延長の要件といえますのが厳格に規定をされて

おります。また、これまで、指定以来、対立抗争事件が1年半にわたって一件も発生をしていないこと、それから、これまで両団体の一番の争点でありました、道仁会が九州誠道会、現在の浪川睦会を認めるかどうかということにつきましても、道仁会が認めるに至ったというふうなことを総合的に判断をいたしまして、指定期限である、あす6月26日までに特段の事情がない限り指定の延長は行わないという結論に達しております。

もちろん、指定が延長されなかった場合、されなくなったことに伴いまして、県民、特に組事務所周辺に住んでいらっしゃる住民の方は特にだと思えますけれども、不安感是非常に大きいものがあるというふうには承知をしております。

そういったことで、今後とも引き続きまして、対立抗争事件の抑止はもとよりなんですけれども、各種法令を駆使した取り締まり、あるいは視察・警戒活動を強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 県内でもずっと張りつけはされとったと思うのですが、上熊本のところにも張りつけされとるのを、あそこに行くときにちょくちょく見とったわけですが、24時間体制なんですね。だから、とても手が要るなどは思とったのですが、やっぱりあれが張りつけもなくなるわけですな。

○池部刑事部長 特定警戒区域内の暴力団事務所は今4事務所ありまして、これについては、24時間の警戒活動を行っているわけなんですけれども、これへの指定がなくなって、警戒区域もなくなるわけなんですけれども、引き続き、組事務所に対する視察、警戒というのは続けていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 そうすると、延長はあしたで終わりとするならば、今までは、延長は何カ月かに1遍されとったのですかな。

○池部刑事部長 改正暴対法では、三月以下の期間で延長することができるとなっておりまして、これまで三月ごとに延長をしております。

○小杉直委員 いや、実は、もう今言ったように上熊本では24時間体制されとっと大変だなと常々思うとったわけですが、去年の何月か忘れましたが、警察には言っておりませんでしたけれども、久留米に行ったついでに、道仁会の事務所をナビで探して見に行っただすよ。秘書と2人で行くと、秘書は体格がよかけん、やくざと間違わるといかにぬと思うて、秘書は遠方に置いて、上品な私だけその組事務所に行ったら、張り紙がして、もう出入りができないと。周辺には警察おりませんでしたもんね。それで、防犯カメラあったから私が写ったかなと思いましたが、それに比べて、熊本県警は、ああいう上熊本あたりで相当やっぱり頑張っておられるなというふうな、素人的な、そういうイメージがあったですな。

たまたまですな、去年の12月に古屋国家公安委員長が熊本に拉致対策でお見えになりましたもん。そのときに1時間ほどいろいろ話す機会のあつてですな、向こうから3カ月に1遍延長の申告をしてもらいよります、全国的にですな。3カ月に1遍の多過ぎるけん、ちっと延ばしてやんならどぎやんですかて言うたらですな、3カ月に1遍ぐらいの報告がしっかり厳密に視察すると、警戒すること、ちょうどいいと思いますよとおっしゃったけん、それで終わったわけですが、ちょっと余談になりましたけれども、今までその期間は抗争事件を発生させておられないということと、また、今後もそうやった視察は

継続されるということで、植木を中心にまだ未解決も2件ぐらいあるのは承知しておりますので、大変な、広範囲な警察力の配分の中で大変と思いますけれども、引き続き視察を強化しながら、できるだけ未然防止に努めていただいて、未解決事件には、またさらに強化していただくように要望して、終わります。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 義務教育課になろうかと思えますけれども、小学校というか、小学生に英語の——済みません、ちょっと忘れちゃったので、確認の意味でもちょっとお尋ねしますけれども、今後何年生までこの導入で、広げるというお話だったのか、プラス国としては、将来はやっぱり教科化といいますか、にする考えなのかどうなのか、わかっているか教えていただきたいと思いますが。

○浦川義務教育課長 今、現在の教育課程におきましては、小学校5～6年生で年間35時間、週1時間の外国語活動が行われております。

今後のことにつきましては、国のほうでいろいろ議論がなされているところでございまして、小学校の教科化というのが議論なされているところです。

現在、本県におきましては、教育課程特例校というところで、県内8市町村で22校におきまして、小学校におきまして、英会話科とか英語科とかいった、そういった教科を導入しているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 22校とおっしゃいましたか。

○浦川義務教育課長 22校でございます。

○松田三郎委員 ここでは、今まではそういうのがなかったから、もちろん免許とか資格とか要らないんでしょうけれども、普通の担任の先生が、そういう英語に限らず外国語でしようけれども、この前、英会話——が教えていらっしゃるということなんですか。

○浦川義務教育課長 基本的には、担任と、中には市町村でALTとかの先生もいらっしゃいますし、そしてこの特例校の中には、小学校の英語の免許を持った方が採用されているのがございますので、そういった方々を配置して、英語科の指導の中心になっていただいているということもございます。

○松田三郎委員 わかりました。

さっきの説明、特例校というのは、その前後ちょっと説明あったかもしれませんが、これは、県がこれぐらいと決められるということなんですか。だから、将来的には全部に広げるんだらうけれども、まずはこれぐらいで、試すというのはあれでしょうけれども、試験的にという意味合いなんですか。

○浦川義務教育課長 基本的には、市町村の教育委員会のほうから、そういった取り組みをやりたいというふうなところですね、希望がございまして、文部科学省のほうがそれを計画等審査した上で認めるということで、従来の教育課程から外れてというか、新たな教科ということを位置づけますもんですから、それを特例で認めていただいて実施しているというところでございます。

○松田三郎委員 なら、最後ですけども、今のシステムだと、市町村の教育委員会から、県経由で、国にやってもいいですかと言ったところだけができるということですね。

○浦川義務教育課長 現段階では、そういった特例を認められたところで、そういった英語科の授業が行われているところでございます。

○田崎教育長 今の話で、国全体として、これは、教育再生実行会議でも小学校の低学年から英語教育をというふうな提言も出て、文部科学省の中教審の中でも議論がされておりました。国のほうでは、できれば、オリンピックがある2020年までには、そういう小学校低学年、3年、4年で——今小学校5年、6年がやっている外国語活動を小学校3年、4年で取り組んで、小学校5年、6年では教科にしたいという意向が今国のほうではあります。

そういう取り組みを今検討中ということでありまして、現時点では、先ほど義務教育課長が説明しましたように、小学校5年、6年で外国語活動、ALTなんかと一緒に外国語活動をするという、教科ではありませんけれども、それをもう少し小学校低学年からやるとかそういう活動をするのに、先ほど話がありました教育課程特例校という制度が使えるもんですから、それを使って、市町村によっては先取りする形で、英語活動の取り組みに取り組んでいるところがあるということでございます。

○松田三郎委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 3点ほどあるんですけども、まず1点目、この前御説明いただいたんですけども、図書館の閉館、事実的な閉館についてです。

熊本市立図書館と県立図書館が同時期に休館というんですか、一部利用できない、熊本市立図書館は全面的に利用できないのか、ち

よっとそこは定かじゃないんですが、同じ時期ということで、非常に図書館を利用されている方からは困るという声が私のほうもいただいているんですけども、これがどうしても重なったかというのは、テレビなんかでちょっと聞いたところによると、地域の臨時元気交付金ですか、これが、それぞれの自治体が同じときに、来年3月までにやらなきゃいけないということで、どうしてもこの時期になったんだという話はちょっと聞いたんですけども、例えば、県立図書館、窓口での貸し出しはできるようにするとか、夏休みの利用を少し考えますというお話でしたけれども、窓口での貸し出しとなると、実際書庫を見て探すということにはならないわけですよね、データベースか何かで、この本が欲しいというふうな形で貸し出していくのかなと思うんですけども、そこら辺の窓口での貸し出しの仕組みをちょっと聞かせていただきたいのと、その窓口での貸し出し以外で利用——実際物理的にそこは工事が入るので難しいかもしれませんが、インターネットでのとか、何かそういう仕組みなどはさらに検討される余地はないのかということをまず聞かせてください。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

図書館の工事及びそれに伴う閉館につきましては、県民の皆様に対して非常に申しわけないことだと思っております。また、先生の御指摘のとおり、同じ元気交付金を用いました工事ということで、どこの市町村も都道府県も一斉に、恐らく昨年度設計をし、今年度工事をせざるを得ない予算になっておりますので、事前の調整もなかなかできませんで、同時期に重なる閉館の部分があるということ、非常に申しわけなく思っております。

ただいまいただきました御質問についてでございますが、まず、図書館でございますの

で、手にとって、見て、選んで本を借りる、場合によっては本を借りるという図書館利用サービスというのが非常に大事だと思っております。県立図書館のほうでは、あそこの建物にしか県立図書館ないもんですから、ほかの場所での——市立図書館のように、森都心プラザであるとか、城南であるとか、そういうちょっと別の館がございませんので、県立図書館、あの建物の中でサービスを行うということになります。行うサービスでございますが、基本的には、工事、空調であるとか収蔵庫の工事であります。少しずつ時期をずらす、場所を、同じ工事箇所を少しずつずらすというやり方で対応しようと思っております。

我々のやろうと思っておりますことは、先ほど先生のお話のありました窓口を設けるということでございますが、1階の今、子供図書室、子供向けの本を置いてあるところ、3万冊置いてあるところがございます。そこを工事的には後ろに回しまして、そこを使って、まず子供の本3万冊ありますので、それも見る事ができる、大人の本は2階、3階にございますが、その2階、3階の中から数千冊、利用頻度の高いものなんかを中心に、数千冊を1階におろしてきまして、1階の場所を使って見ることもできる、借りることもできるという形にしたいと思っております。2階、3階は、工事で立ち入ることはできませんが、職員がとりに行くことはできますので、職員——ちょっと来る方にはお待たせして申しわけないんですけれども、とってきますと行ってとりに行って、2階、3階からおろしてきて、1階に来られた方に見ていただくという形、御希望であれば、お借りいただくということにしたいと思っております。

2階、3階の本、皆さん御存じでありますので、インターネットを使って検索できるようにもう既になっております。ですので、インターネットを使ってもう御自宅でも検索

できますので、御自宅で検索してきていただいてもいいですし、1階の窓口のコンピューターもふやそうと思っておりますので、コンピューターふやして、コンピューター、窓口で検索もできますし、当然ながら、職員に言っていただければ、職員がかわりに検索することもできます。そういう形で、できる限り御利用の方の届くものにしたいと思っております。

約100万冊あるうち20万冊だけは、ちょっとどうしても書庫から出して箱詰めしたりすることがありますので、一部はどうしても利用できない部分がありますが、残りの80万冊近くは、見ていただいたり、貸したりできるようには何とかしたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。丁寧な御説明ありがとうございます。しっかり伝えたいと思えますし、県民の皆さんにも、そこら辺はしっかりと理解していただけるような広報をよろしくお願いします。

2点目ですけれども、高校授業料無償化にかわる、所得制限をつけた授業料にかわる支援ですけれども、これは、もう6月ですから前年度の所得大体わかりますので、そろそろ取りまとめに入られているのかな。現場で実際申請をして、どれくらい認定されたのかというような数値的なものというのは、いつぐらいにはつきりしてくるんでしょうか。

○山本学校人事課長 所得制限の申請につきましては、5月の9日までにそれぞれの学校から提出がなされております。1年生のときが適用になりますので、1年生の方々が4月中に申請をされたということで、実は、先週の金曜までこの認定するか不認定になるかの事務をしておったところでございます。

今のところで申し上げますと、昨年度、国のほうの説明では、全国平均で約22%ぐらい

の方は、この所得制限より上になるだろうというような話があつてございました。本県の場合は約13%、13%の方が、所得制限以上の方で、授業料を納める対象になられる方という状況でございます。

この方々については、申請をされて不認定になられた方と、あらかじめもう申請をされない、されなかった方もかなりおいでになるという状況でございます。

以上です。

○平野みどり委員 それで、地域格差、あるいは学校間格差というのは、やっぱりそれは出てきていますでしょうか。

○山本学校人事課長 まだ先週の金曜まで作業しておりましたので、個別に分析しているわけではございませんが、いろんな書類を見ている中では、やはり熊本都市圏というんでしょうか、この中心部のほうが、所得制限のところを超えている比率が高いのではないかとこのように受けとめております。

○平野みどり委員 想像するに、やはり熊本市の、それも中心の進学校あたりの家庭がやはりその所得制限以上の、熊本で言う13%に当たるのかなと想像するんですけれども、分析が出たらまた御報告をいただきたいと思ひます。

3番目ですけれども、私が代表質問で2月に質問した性的少数者の子供たちに関しての文科省の調査結果がもう出ているというふうに報道されていましたが、熊本県の状況というのはどうでしょうか。

宮崎県の県議会の議員さんは、自分の子供さんが性的少数者だったということで、高校で修学旅行の入浴などでもきちんと配慮をされてもらって感謝したというふうな議会での発言があつてみたいですしけれども、実際数値的にどれくらいあつたのか、そして、それ

それぞれいった配慮なりされているのかということについて、わかる範囲で教えてください。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

該当の生徒さんの数については公表をしておりますので、御勘弁いただきたいと思いますが、該当生徒がいる学校につきましては、それぞれの方の状況に合わせまして、しっかりとした対応がなされているものというふうに思っております。

○平野みどり委員 やはり全国的には606人というふうに出てはいますけれども、各県というか、本県で何人がこの調査で上がってきたということは、なかなか言えないということですね。わかりました。

前、御質問したときと同じですけれども、要するに、いるということをはっきりしているわけで、そして、その子供たちそれぞれにきちんと向き合つて、必要な配慮というのを学校でしっかりやっていただく、例えば、この熊日新聞をここに持っているんですけれども、いろいろ更衣室の問題とか、トイレの問題とか、あと、服装の問題とか、授業で水泳なんかも含めていろいろあると思うので、今回の調査、全国的なデータとか配慮例とかいうのも上がっていると思うので、ぜひ本県でもそれを学校現場でしっかりと生かせるようにしていただきたいということを要望しておきます。

○氷室雄一郎委員 腹立たしい出来事というか、事件といひますか、きのう新聞でも報道があつたように、マニアじゃないかと思うんですが、学校の制服をですね、これは、市内ばかりじゃなく、全県下的にとつとるわけなんですか。

学校に対するもう私は小さな挑戦じゃない

かと思っておりますけれども、この犯人の検挙に際しては、防犯カメラ等によつての検挙なのかという、これが2点目。

そして、3点目は、各小学校、中学校、高校、さまざまな事件が発生しておりますので、防犯カメラ等はかなり設置が進んでいると思うんですが、その設置状況等について、以上3点、お伺いをしたいと思います。

○池部刑事部長 刑事部長でございます。

新聞、テレビ等で御案内のとおり、高校の女生徒の制服を盗んだということで、28歳の男を通常逮捕いたしております。

現在捜査中の段階ですので、詳細なことの答弁は控えさせていただきますけれども、自宅を捜索したところ、女生徒の制服やブラウスなど、約300点を押収いたしております。

検挙の端緒は、報道にもあつておりましたように、制服の再販売と申しますか、そういったリサイクルショップに販売をしていたということと、それを端緒とした所要の捜査によつて被疑者を割り出したということがございます。

逮捕事実については、熊本市内の県立高校の部室に入って制服を盗んだという事実なんですけれども、余罪も多数見込まれるということで、それについては、今から鋭意捜査を進めていきたいというふうに考えております。

捜査状況は以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

防犯カメラの件でございますが、防犯カメラを設置するに当たりましては、県立学校につきましては、総務部のほうで審査があつておりますので、そちらのほうで把握されているかと思いますが、本課のほうでは現在把握していないところでございます。

○氷室雄一郎委員 各小中学校は、いろんな全国的な事件があつたから、かなりそういうカメラの設置も行われているんじゃないかと思うんですけれども、後で詳しい状況わかりましたらお知らせいただきたいと思います。

ただ、マニアかどうかわかりませんが、たまたま今回は、部室、部屋に入って、女性の方だと思うんですけれども、鉢合わせになつて、人身事故、事件等に派生しなかつたから幸いだったと思うんですけれども、こういう事例、思わぬ妙な出来事が発生しておりますので、各学校等、それぞれ対応が難しいと思うんですけれども、そういうカメラの情報、防犯カメラ等の設置状況がわかりましたらばお知らせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○小杉直委員 済みません、ちょっと訂正を若干含めたところの補足質問しますが、特定抗争指定暴力団に関して、16の市町村とおっしゃつたのですか、熊本市内には何カ所ぐらいだったのですかね。

○黒川警務部長 熊本市内は、熊本市で1カ所でございます。

○小杉直委員 1カ所ですか。

○黒川警務部長 はい。

○小杉直委員 そうですか。

というのが、先ほど久留米に私が行つたときに、ナビで見たと言いましたですね。久留米の用件で行つた用件の場所のナビで事務所として出たものですから、そこを見に行つたわけですが、住宅街の中にありましたもんね。閉鎖になっておりました。

よく考えてみますと、久留米は、道仁会の本拠地ですから相当の場所を指定しとつたらうと思うとですたいね。黒川警務部長は、

元福岡の組対課長もされとったし、現在の福岡県警本部長は、もとの熊本県警本部長で、懸命に暴力団取り締まりの指揮をされとると聞いておりますので、私が行った場所は、たまたまその警察官の張りつけをする必要がなかったんだらうというふうに思いますので、先ほど熊本県警と福岡県警の張りつけの比較をするようなことの発言をしましたけれども、そこのところは私の本意でございませんので、誤解なきよう補足して説明しておきますので、よろしく御理解をお願いします。それでないと、福岡県警が気分害さるっと困りますので。

あわせて、指定期間中の取り組みについては御慰労を、刑事部長、申し上げておきます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございせんか。
——ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会については、8月8日金曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長